

書評

## 田中豊著『儒学者兆民「東洋のルソー」再考』

岡野 康幸

はじめに  
重義軽利について  
兆民の義利論について  
おわりに

## はじめに

冒頭から私事にわたり恐縮だが、評者は中江兆民（1847～1901）が漢文を学んだ二松學舎の出身である。入学以来、二松學舎出身の著名人として、二松學舎大学が夏目漱石（1867～1916）の次に「押し」てくるのが中江兆民であった<sup>1</sup>。そのため、高校の日本史で「東洋のルソー」として受験勉強で覚えてきた対象が入学した途端に先輩となった。しかも、同じ漢文を専攻する者として。とは言え、兆民を専門にするわけでもなく二松の出身者として記憶の片隅にいただけであった。が、思いもよらず、二松學舎創設者学祖三島中洲（1830～1919）「義利合一論」との関りで、再び兆民が眼前に現れたのであった。

評者は以前に三島中洲「義利合一論」に反駁した並木栗水（1829～1914）『義利合一論辯解』を用いてこの「義」と「利」の問題、及び栗水が考える「義利合一論」の問題点について考察したことがあり、この過程で兆民「論公利私利」を採り上げたことがあった（岡野 2008: 24-29、245-260）。ただ、評者は漢文屋であり、近代日本におけるフランス思想の受容や、ましてやルソーの思想などわかるわけもないので、それ以上は踏み込まずそのままにしておいた。

時は流れ、この漢文とフランス思想の双方に目配りをしなければならない、という難解

---

1 <https://www.nishogakusha-u.ac.jp/about/f2.html>（2026.2.15 確認）

な問題に立ち向かったのが田中豊氏であり、その成果が『儒学者兆民「東洋のルソー」再考』の刊行である。

著者略歴によれば、田中氏は1993年生まれ、関西学院大学法学部・同大学院法学研究科で一貫して兆民研究に携われてきた新進気鋭の研究者である。田中氏は兆民が漢文で著した『民約訳解』とフランス語の『社会契約論』を比較検討することで、評者を含めた多くの漢文屋が、興味を持ちながらも挑むことができなかった兆民という人物の思惟構造を見事眼前に披露してくれたのであった。と同時に、漢文を専門にしてきた者から「義」と「利」をめぐる問題——以後、義利論と称す——を見ると、どうだろうかと思う事もあった。

評者は先にも述べたように漢文屋——中国思想を専攻する者——であり、フランス思想の概要やルソーの思想を理解している者ではない。そのため、ここでは第一章第一節を中心に採り上げ、漢文をやる者は兆民の義利論をこのように読む、という言わば漢文屋として感じたことを述べていきたい。しかしながら、全体像を示さないことには、評者がなぜ第一章第一節を中心に採り上げたのか、その理由もわからないと思われるため、最初に目次を示すことで限定した理由もおのずから明らかになるであろう。

目次	
序章	「東洋のルソー」はルソーなのか？
第一章	「義」と「利」
	第一節 「論公利私利」の思想
	第二節 『民約訳解』における <i>volonté générale</i>
	第三節 『民約訳解』における「君子」と「小人」
第二章	「君」と「臣」
	第一節 「中国のルソー」
	第二節 『民約訳解』における「君」( <i>Souverain</i> )と「臣」( <i>Sujets</i> )
	第三節 「律例」( <i>Loi</i> )について
第三章	「国会」と「討議」
	第一節 東アジアにおける <i>On Liberty</i> 受容の様相
	第二節 『民約訳解』と「国会」
	第三節 「討議」( <i>délibération</i> )の意義
第四章	「漢文」と「政治」
	第一節 漢文で書く意義
	第二節 西周における「漢文」と「君子」
	第三節 兆民における「漢文」と「君子」

第五章	「立法者」と「制作者」
第一節	兆民の「愚民」観
第二節	ルソーの「立法者」(Législateur)と兆民の「制作者」
第三節	リベルテ・モラル／浩然の一气
終章	「儒学者」から「理学者」へ
補論	中国の『社会契約論』
あとがき	
注	
主要参考文献	
人名索引	

目次をご覧にいただくと一目瞭然、中国思想でどの時代の知識人にも検討事項として取り上げられてきたのが義と利の問題、つまり義利論ということになる。ここでは評者の先師たる松川健二博士が示された三つの義利に関する分類に従って、田中氏が取り上げた兆民「論公私利」について以下論じていきたい。

## 重義軽利について

田中氏は儒学における「利」の位置付けを整理された後に、兆民の義利観について次のように述べる。

孔子と孟子の言（それぞれ『論語』〔里仁第四〕と孟子〔梁恵王上〕を出典とする）を踏まえたうえで、はじめに儒学において重要な営為は「利」を遠ざけることであると宣言される。そしてその直後で、「利なるもの義より生じ猶お義の効と曰うがごとしと云爾」と述べているように、「利」が全面的に排除される対象として認識されていない点は重要である。つまり、儒学における根本命題の一つである「重義軽利」の立場から兆民は議論を展開することで、「利」を全面的に否定しない。兆民によると、「利」とは「義」の効果のようなものであるため、「利」が単体としてではなく、「義」より生じていればむしろ積極的に肯定される。

（『儒学者兆民』P19、傍線は評者による。）

「儒学における根本命題の一つである『重義軽利』」と田中氏は述べるが、果たして儒学が

一様に「重義輕利」と言えるのかという問題がここには潜んでいる。何故、このようなことを述べるのかと言えば、五経の一つである『易経』に、

利者、義之和也。(利は義の和なり。『易経』乾卦・文言)

とあり、利を重視する思想はすでに経書(儒学で最重要視する書籍)の中にあり、また利を重視する立場が自説のよりどころとして好んで使う文言だからである。

では、儒学において義利論はどのように扱われてきたのであろうか。兆民「論公利私利」をよりよく理解するためにも、松川氏の論考に基づき整理していきたい。

松川氏は義利論を以下に述べるように3種類に分類する。

由来、筆者は義利観を論ずる際、如上の喩義章の解釈に事寄せてなされた黄氏の分類に従うこととしている。つまり、朱熹に代表される「義先利後」、張栻に代表される「義利峻別」、陳亮に代表される「利重視」の三者、これである(松川 2010: 218)。

ここで松川氏の文章に補足を少し加えたい。「喩義章」とは『論語』里仁篇第16章「子曰、君子喩於義、小人喩於利。」(子曰はく、君子は義に喩り、小人は利に喩る。)のことである。義利を論ずる際に、義を重視する立場の根拠となった一つがこの「君子喩於義、小人喩於利」である。「黄氏」とは、清朝後期の知識人黄式三(1789~1862)のことであり、彼の著書である『論語後案』で義利論が論じられており、松川氏は黄の論を援用し以下の三つに義利論を分類するのであった。(括弧内の説明及び訓読は評者による)

#### ・義先利後

(義と利では義を重視するが、結果として来る利は否定しない。代表が朱熹(1130~1200))  
「循天理、則不求利而自無不利、殉人欲、則求利未得而害已随之。天理に循へば、則ち利を求めずして自ら利せざる無く、人欲に殉へば、則ち利を求むるも未だ得ずして已に害之に随ふ。」(『孟子集注』梁惠王上、第一章朱注)

#### ・義利峻別

(義と利では義を重視するが、わずかでも利を想起すれば義ではないとする。代表が朱熹の講友の一人である張栻(1133~1180))  
「学者潜心孔孟、必得其門而入、愚以為莫先於義利之辯。蓋聖学無所為而然也。無所為而然者、命之所以不已、性之所以不偏、而教之所以無窮也。凡有所為而然者、皆人慾之私、而非天理之所存、此義利之分也。学者孔孟に潜心し、必ず其の門を得て入るには、愚以為へらく義利の辯より先なるは莫し。蓋し聖学は為にする所無くして然るなり。為にする所無くして然るは、命の已まざる所以、性の偏らざる所以にし

て、教への窮むる無き所以なり。凡そ為にする所有りて然るは、皆人慾の私にして、天理の存する所に非ず、此れ義利の分なり。」(「孟子講義序」(『南軒集』巻14))

・利重視

(義と利では利を重視する。代表が朱熹の論敵の一人である陳亮(1143~1194))「正欲攬金銀銅鉄鎔作一器、要以適用為主耳。正に金銀銅鉄を攬ぜ、鎔かして一器と作さんと欲するは、要は適用を以て主と為すのみ。」(「又乙巳春書之一」(『龍川文集』巻20))

さらに松川氏が『山田方谷から三島中洲へ』で中国・日本の儒学者がどの立ち位置にいるかを個々の知識人の言説で以て示した文章も検討資料として挙げておきたい(松川 2008: 241)。(括弧内の訓読は評者による)

・中国、日本の義利観

・王守仁(1472~1529)

一有謀計之心、則雖正誼明道、亦功利耳。(一たび謀計の心有れば、則ち正誼明道と雖も、亦た功利のみ。)『文録』与黄誠甫【義利峻別】

・呉廷翰(約1490~1559)

義利原是一物、更無分別。(義利は原と是れ一物、更に分別無し。)『吉斎漫録』下【利重視】

・伊藤仁斎(1627~1705)

苟有以義為利之心焉、則其卒也莫不捨義而取利也。(苟も義を以て利と為すの心有れば、則ち其の卒や義を捨てて利を取らざる莫きなり。)『語孟字義』大学非孔氏之遺書辨、【義利峻別】

・山田方谷(1805~1877)

君子明其義而不計其利、唯知整綱紀、明政令而已。(君子は其の義を明らかにして其の利を計らず、唯だ綱紀を整へるを知り、政令を明らかにするのみ。)(「論理財」【義先利後】)

・三島中洲(1830~1918)

義利合一<sup>2</sup>〈義利合一論 文明富強の辨 学問の標準 道德經濟合一説など〉【利重視】

この3分類や中国・日本の儒者の言説からも解るように、儒学に於いても「利」をどのように捉えるかは儒学者においても千差万別であって、一概に「重義軽利」とは言えない状況であることが窺えよう。

2 松川氏が三島中洲「義利合一論」を利重視と規定された背景には「利あってこそその義であり、義あってこそその利ではないということであるから、利先義後。」という判断が存在しており(松川 2008: 233)、評者もその考えに同意するものである。

## 兆民の義利論について

田中氏は兆民の義利観を朱子学の観点から論じたものとして以下のように述べる。

.....それゆえ兆民は、「利、義よりせずして適に以て人を害するものに非ざるか」と、「先義後利」を繰り返し強調するのであった。.....朱子学の観点から「義」と「利」の関係を論じるのであった。

(『兆民』 P23)

兆民の「論公理私利」を読むと、少なくとも利重視ではないことは明白であり、さらに兆民の「故動適於義而利随之。(故に動くに義に適して利之れに随ふ)」の言から、義先利後であることがわかるのである。まさに朱子と立場を一にすると行ってよいであろう。松川氏も兆民の義利論について

では、兆民の義利観は峻別の系譜か、といえ、義利を体用論の枠組みで論ずる点、等等、五段落全体を通じては義先利後型とするのが妥当と思われる。因みに義先利後型は朱子学の系統を中心に広く見られ、.....。

と述べ、兆民の義利論を義先利後と判断している。兆民の義利論に関し、日本政治思想史専攻の田中氏と中国哲学専攻の松川氏の見方は期せずして軌を一にするものであった。

## 「良智」について

義利論についての漢文屋の考えは如上に示した。漢文をやる者ならばこれらを前提として読むということである。そして、ここからは田中氏が恐らく気が付かなかったのではないかという一点を示しておきたい。それが他ならぬ「良智」である。

田中氏は人間の性質に関する兆民の言説を引用しているが、その中に「良智」が出てくる。

凡そ事の正を得るものは、遠爾一理、同じからざる事有る無し。其の、人の良智に出づるを以てなり。然れども是の物も亦た、未だ頼りて以て治を為すには足らず。何ぞや。我の人に於けるや、能く良智に聴きて善を為すも、人の我に於けるや、或は未だ然ること能わず。是れ知る、道と云い徳と云うは、その顕罰なきを以て、履む者あり、履まざ

る者あることを。

(『兆民』 P55)

最初にこの文章を一読した際には誤字かと思ったが「人の良智に出づ」「良智に聴き」とあるから、これは陽明学でいうところの「良知」と同様のものであろうと考えた。さらに読み進めると、

又た人の良智あるや、正不正を判別して、失錯あること無し。所謂る道德なり。

(『兆民』 P56)

とあるのを読み、この「良智」は陽明学でいう「良知」と同一のものなのだろうと理解するに至った。そのように理解するに至った根拠は「正不正を判別して、失錯あること無し。所謂る道德なり。」である。

「良智」が陽明学の「良知」と同一であるとすればここに一つ疑問が湧く。それは、兆民が奥宮槌斎<sup>3</sup> (1811～1877) に陽明学を学んでいることは夙に知られているが、陽明学を学んでいながら何故兆民は「良知」でなく「良智」とあえて表記をしたのか、という疑問である。田中氏も上記引用文の後に、

「道德」の根本にあるのは、人なら誰しもが有する「良智」であるから、

(『兆民』 P57)

という説明を加えられていることから、「良智」を判断主体と捉えられていることが窺える。が、兆民が何故「良智」と表記したのかについての説明は本書中に示されていない。陽明学における「良知」の重要性は誰しも理解しているところである。にもかかわらず、「良智」と兆民が表記した理由は何か意図があったのだろうか。是非、この点をご教示いただけたら、漢文屋にとってこの上ない幸いである。

---

3 早稲田大学出版部が先哲遺著漢籍国字解全書第 16 巻を出版した時 (明治 44 年 3 月) に収録したのが、奥宮槌斎旧蔵の川田雄琴『伝習録筆記』である。従来『伝習録筆記』は写本でのみ伝わっており、旧蔵書が槌斎の抄写によるものかは不明だが、全書として出版された『伝習録筆記』は当然の事ながらそこに「良知」と記されている。

## おわりに

長々と隠居の小言のようなことを並べてきたが、評者に田中氏を非難する意図は毛頭ない。兆民を理解するために、日本とフランスの両思想を研究し、さらに中国古典にまで視野を広げて兆民の思想を究明した、その姿勢を高く評価するのである。漢文を扱うということは、多数の漢文の専門家が背後に控えており、相違があれば評者のように小言を並べる者もそれだけいる世界である。それだけうるさいのがいるからこそ、逆に漢文をやる者から兆民を真正面に据えて取り組む者がほとんどいなかったのである。漢文屋ができなかったことを田中氏は勇猛果敢に取り組まれたのであった。勇猛果敢に取り組んでくれたからこそ、我々漢文屋は我々が持っている知識を解るように提供するのが責務であると考え、ここに身の不才も顧みず筆を執った次第である。

(2024年12月刊、創元社、264ページ、4400円)

### 《引用文献》

- 岡野康幸, 2008, 「並木栗水による三島中洲批判」『三島中洲研究』第3号, 二松學舎大学 21世紀 COE プログラム.
- , 2008, 「〔資料紹介〕並木栗水『義利合一論辯解』解題並び翻刻」『日本漢文学研究』第3号, 二松學舎大学 21世紀 COE プログラム.
- 松川健二, 2008, 『山田方谷から三島中洲へ』明德出版社.
- , 2010, 「三島中洲」今西幹一・山口直孝編『二松學舎の学芸』翰林書房.

---

岡野 康幸 (おかの・やすゆき)

1976年生まれ。二松學舎大学大学院文学研究科博士後期課程満期退学。2008年から2011年まで中国政府奨学金留学生(高級進修生)として上海にある復旦大学に留学。2012年から群馬医療福祉大学助教、2018年同大専任講師となり現在に至る。専門は中国近世思想及び日本漢学。最近は大橋訥菴を中心に研究を進めている。